

井原市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、井原市介護予防ケアマネジメント事業の実施について、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）及び地域支援事業実施要綱（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知「地域支援事業の実施について」別紙。以下「通知」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、介護予防ケアマネジメント（法第115条の45第1項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業をいう。以下同じ。）を実施することにより、対象者（井原市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成29年井原市告示第5号。以下「総合事業実施要綱」という。）第5条第1項に規定するものをいう。以下同じ。）の心身の状況、その置かれている環境その他の状況に応じて、対象者が選択するサービス・活動事業等（総合事業実施要綱第4条第1号ア及びイに規定するものをいう。）が包括的かつ効果的に提供されるよう専門的視点から必要な援助を行い、もって対象者が地域において自立した日常生活を送れるよう支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱で使用する用語は、法及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）において使用する用語の例による。

(事業の実施)

第4条 介護予防ケアマネジメントは、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターにおいて実施する。

2 地域包括支援センターは、法第115条の47第5項の規定に基づき、介護予防ケアマネジメントの一部を法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）に委託することができる。

(事業内容)

第5条 介護予防ケアマネジメントは、ケアマネジメントA（通知別記1の2（8）に規定する介護予防支援に相当する介護予防ケアマネジメントをいう。以下同じ。）を行うものとする。

(委託料)

第6条 第4条第2項の規定により事業者に委託した場合における介護予防ケアマネジメントに要する費用の額（以下「委託料」という。）として、別表に掲げる費用単位数に同表の1単位当たりの単価を乗じて得た額を支払うものとする。

2 前項の規定により介護予防ケアマネジメントに要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端数があるときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(委託料の請求)

第7条 第4条第2項の規定により事業を受託した事業者は、地域包括支援センターの指定する様式により、委託料の請求を行うものとする。

(委託料に係る審査及び支払)

第8条 市長は、委託料に係る審査及び支払の事務を、岡山県国民健康保険団体連合会に委託するも

のとする。

(利用者負担)

第9条 介護予防ケアマネジメントに係る利用者負担は、原則無料とする。

(秘密保持)

第10条 地域包括支援センター及び事業者（以下「事業実施者」という。）の従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族（以下「利用者等」という。）の秘密を漏らしてはならない。

2 事業実施者は、当該事業実施者の従業者であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情処理)

第11条 事業実施者は、利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 事業実施者は、前項の苦情を受け付けたときは、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(事業の廃止又は休止の連絡及び便宜の提供)

第12条 事業者は、介護予防ケアマネジメントの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、次に掲げる事項を市長へ連絡しなければならない。

(1) 廃止し、又は休止しようとする年月日

(2) 現に介護予防ケアマネジメントを受けている者に対する措置

(3) 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間

2 事業者は、前項の規定による事業の廃止又は休止の連絡をしたときは、当該介護予防ケアマネジメントを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護予防ケアマネジメントの提供を希望する者に対し、必要なサービス等が継続的に提供されるよう、地域包括支援センター、他の事業者その他の関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、介護予防ケアマネジメントの実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日告示第109の4号）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の井原市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の規定は、施行の日以後に実施する介護予防ケアマネジメントについて適用し、同日前に実施した介護予防ケアマネジメントについては、なお従前の例による。

附 則（令和2年3月27日告示第35号）

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の井原市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱の規定は、施行の日以後に実施する介護予防ケアマネジメントについて適用し、同日前に実施した介護予防ケアマネジメントについては、なお従前の例による。

附 則 (令和3年3月30日告示第52号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の井原市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、施行の日以後に実施する介護予防ケアマネジメントについて適用し、同日前に実施した介護予防ケアマネジメントについては、なお従前の例による。

(委託料に係る経過措置)

- 3 令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間は、この要綱による改正後の要綱第6条第1項の委託料は、介護保険法施行規則第140条の63第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準(令和3年厚生労働省告示第72号)に定める所定単位数の1,000分の1,001に相当する単位数を算定した額とする。

附 則 (令和6年3月29日告示第44号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の井原市介護予防ケアマネジメント事業実施要綱(以下「改正後の要綱」という。)の規定は、この要綱の施行の日以後に実施する介護予防ケアマネジメントについて適用し、同日前に実施した介護予防ケアマネジメントについては、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の日から令和7年3月31日までの間、改正後の要綱別表介護予防ケアマネジメント費の注3の減算は適用しない。

附 則 (令和7年3月31日告示第107号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則 (令和8年5月31日告示第100号)

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表（第6条関係）

	費用単位数	1 単位当たりの単価（円）
1 介護予防ケアマネジメント費	4 4 2 単位（1 月につき） 注 1 介護予防ケアマネジメント費は、利用者に対して、介護予防ケアマネジメントを行った場合に、所定単位数を算定する。 注 2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、高齢者虐待防止措置未実施減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。 注 3 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、業務継続計画未策定減算として、所定単位数の 1 0 0 分の 1 に相当する単位数を所定単位数から減算する。	1 0 . 0
2 初回加算	3 0 0 単位 注 事業者において、新規に介護予防ケアプラン（事業所が作成する介護予防サービス計画（法第 8 条の 2 第 1 6 項に規定する介護予防サービス計画をいう。）に類するものをいう。以下同じ。）を作成する利用者に対し介護予防ケアマネジメントを行った場合については、初回加算として 1 月につき所定単位数を加算する。	
3 委託連携加算	3 0 0 単位 注 地域包括支援センターが利用者に提供する介護予防ケアマネジメントを事業所に委託する際、当該利用者に係る必要な情報を当該事業所に提供し、当該事業所における介護予防ケアプランの作成等に協力した場合は、当該委託を開始した日の属する月に限り、利用者 1 人につき 1 回を限度として所定単位数を加算する。	
4 介護職員等処遇改善加算	1 から 3 までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市長に対し、厚生労働省老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、1 から 3 までにより算定した単位数の 1 , 0 0 0 分の 2 1 に相当する単位数を 1 から 3 までにより算定した単位数に加算する。	